

北広島町農業委員会第 35 回総会議事録

事務局 (第 35 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

1 2 番 18 日に推進と現地に行って調査しました。内容の方は摘要欄のとおり。譲人と受人はご兄弟で。同じ名前になってますが。

事務局 申請書の申請の方に遺言によってこの方が遺言執行者となるっておられるので譲渡人さんも、譲受人さんも同じ方になります。

1 2 番 分かりました。もう 92 歳の方の兄が亡くなっておられるという事で、こういう形になって、受人が受けられるという事になっています。地域の問題はありませんし、先ほどもありますし、何ら問題はない。この状態に移行後には該当しない。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思います。許可相当と思われますご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

4 番 申請内容については事務局の方であったということでもあります。(図面番号 2 により説明)

農地の場合の比較映像〇〇番地の宅地と言うところがあるんですが、そこが今回の譲渡宅。あそこに家が建ってまして、ここも一緒に買われるということで、今回の案件になったという事です。以前より譲渡人の方は、近くの農地も全部売りたいという話があったそうで、今回に至ったということです。摘要欄にもあるように譲受人の実家もですね、〇〇さんより1キロかそこらぐらいの近くありまして、以前より時々帰って農作業をされておりました。機械等も実家の方から借りてやられるように聞いております。早いのはいつになるのかというお話をしたんですが、まだはっきりわからない。ただ帰るまでは時々帰ってここを耕作したいという思いで、自家用野菜また、花が好きらしいので、花を植えたいということも言っております。周辺の農業に対する影響も全くありません。周りは全部山でございます。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思っております。よろしくお願いたします。以上です。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 関連案件ですので、4番案件もお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

3 番 先ほどありましたように、3番案件の子供さんの譲渡人という事で、住所は違いますが、昨日も一昨日も実家に帰って、草刈りをされておるという状況です。20日の日に担当委員と一緒に現地、4番案件の譲渡人の方、3番案件譲渡人は入院中ということで昨日の日曜日に帰るからという話しましたが、本人じゃないと今回の売買のいきさつが分からないので、明日帰るからという事で面談をさせていただきました。譲受人の方が、実は果樹園を〇〇の方に25年ぐらい前からやっとなんだということが申請書の方に参考資料として載っておりましたので、事務局の準備をいただいておりますので回覧で確認をしていただければと思うんですね。当初の案件を見て、あれで果樹が本当にできるのかなというふうに個人的には毎年パトロールをしておりますし、去年の10月31日に、この3番案件の譲渡人の方と面談をして、お話をしたという経緯がありましたので、どうかなというふうに思ったんですが、参考資料としてついておりましたので、これは確かに実績もあるし、経験もそれぞれ揃ってという状況は、現地確認して、よく分かりましたので、〇〇さんの担当の地区になるんですけども、〇〇の〇〇番地の一部を借りて15年ぐらい前から果樹園を作って〇〇会社の、譲受けて、柿、黒柿、梨、オリーブ〇〇、へいせいナッツ、130本。へいせいナッツは5,6年前から。それ以外は15年くらい前。梨に興味があって、先生について5年くらい梨の勉強をして、果樹園に興味があるのでというのがこの経緯でした。今回の3条案件につきましては、譲渡人の方が86歳の方で高齢で、ちょっと自宅から離れている谷にありますので、摘要欄にありますような形での購買が

成立をした。5 ページの位置図で、あるいは7 ページの位置図でご覧いただきますと実はこの谷は〇〇と言うんですけども、今回の申請の土地以外は、これまでのパトロールの中で全てB判定しております。湿田水田という状況で、随分前から誰も耕作をされてなかった訳ですが、この譲渡人の方が、去年はメロンを作られて2, 3 年前までは水稻をずっと作っておられたという状況。譲受人の方が位置図のところにあります〇〇のいわゆる工業団地があるわけですが、そこに3 棟建物が倉庫ですけど、それも購入されて、その辺の道路の広場との関連があったりして、譲渡人との面談という経緯があったので、今回こういう話を譲渡人の方から持ち込んだという話でした。先ほども言いましたように20 年から15 年の営農経営の経験があって、実績経験技術能力があって、草刈りが問題なんですけども、草刈りに関しましても、非常用のハンマーモアを持っておられて、それで草刈りをするということでありました。周辺農地への影響はないということが言えるかと思えます。以上のことから農地法第3 条第2 項8 号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。言い忘れましたが、譲受人が8 年も6, 600 m²ほどということなんですけど、ここに0 m²になってる理由は、事務局方で調べていただきましたら、それは登記地目は原野いうことになってるんで、農家台帳の方に農地としては、載っていないという状況ですので付け加えておきます。以上です。

会 長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3 番及び4 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

9 番 去る5 月11 日に担当委員と現地に出向きまして、調査をさせていただきました。10 ページを見ていただければと思いますけれども、今回出ております〇〇さんの〇〇番地の上がですね、譲受人が所有をされております水田で水稻を作付けされております。それでこれまでもですね、譲受人がですね、譲渡人の農地の管理ということで、水稻等をですね耕作されてきておりますし、機械等もですね、所有されておまして、何ら問題はなかろうかと思えます。農地法第3 条第2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしておると思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

9番 同じく5月11日に担当委員と現地へ赴きまして調査しました。譲渡人は、摘要欄に書いてありますけれども、こちらにおられないという事で、家の近くのこれ以外の水田につきましては、仲介農家の方に売買をされておりまして、この農地が、家の後ろのこの農地が1点ほど残っておったという事で、今回申請されております。譲受人は摘要欄にも書いてありますけど、昨年6月に家屋を購入されておりまして。現在はまだ、こちらへは住所は移っておりませんが、時々来られるという事で、ここは息子さんの名前で申請されております。当日はですね、留守ということで、後日これの申請のですね、手続きをされました行政書士さんの方からですね、電話連絡を頂きまして、お話をさせていただきまして。お父さんがですね、今週末くらいから帰って来て、少しずつ耕作をやっていくという事でございます。ただ経営がですねないということで農機具等も持っていないという事で、話をする中で近くの方へですね。耕うん機を買ってですね、試していきたい。草刈り機だけは1台購入はしておるよということでございまして、これからですね帰って来られ中ですね少しずつ家庭菜園等の苗を、植え付けをしていきたいということで、お話の方を伺っております。以上のことから第3条第1項各項にはですね、該当しないため許可要件の全てを満たしていますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

1番 現地調査報告をさせていただきます。譲受人ですが、5月12日に担当推進員と調査を行いました。譲受人の関係につきましては、行政書士さんを通して訳を聞かさせていただきました。譲渡人の方には、地元の営農組合との貸し借りも関係がございましたので、訪ねて行きました。現地の方は14ページの方でございますように、位置的には北側が山林

になるっていったような場所でございます。譲受人は、14 ページの左下にもございますが、ここにおうちがございますね。ここに同時に農業用倉庫もありまして、おそらく機械を納めておられる。地元の営農組合の貸し借りもございしますが、ちょうど今年切れた状態でございます。本人さんも意欲的でお米を作る。近くにまた畑もございしますので、そういったところで家庭菜園といったような取り組みをしたいということでございます。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしておると思しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

15 番 去る18日担当委員と現地調査をいたしました。内容は摘要欄の通りでございます。申請人は、これは息子さんで、いまこちらにおいてのお母さんが暮らしていることでございます。摘要欄にあるように、昨年10月お父さんが亡くなり、この度墓を下ろしたいという事で申請されました。内容的には大丈夫だと思いますのでご審議の方よろしく申し上げます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 全体の農地面積の内の墓面積ではないのですか。

事 務 局 ここはもう分筆をされて今回のお墓のために分筆をされ登記事項証明書も提示されておりますので、こちらの方はそのうちという方はしておりません。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 続いて番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

1 1 番 先般 19 日、担当委員と現地確認をいたしました。現地ちょうどですね、カーブのところの北側、今の災害復旧の工事中ありまして、ちょうど譲渡人は申請に出とる所の横まで工事用のプレハブが置いてありまして、ちょっとよく分からない事だったんですが、ここは、元々は〇〇さんという家が建っておりまして、それを令和の何年ですか、買われまして。この譲受人は、譲渡人の娘さんです。そこに新しく家を建って住むという事で、その宅地が道路に、昔ですのであんまり大きな道路がついてなかったんで、広い道路に変えるためには、どうしてもこの畑を潰して進入路を作らないといけないということで申請がされております。後ろは、ちょっと川なので、別に何か問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

会 長 それでは番号 9 番についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 非農地証明について

(番号10番取下)

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

職務代理者 去る19日に担当委員と現地調査を行いました。現地を昔の〇〇の下の道の方にちょうど位置します。現地を私が長靴で歩いてみたんですけど、湿原で全体にぬかるみがある状態でございます、この上に行って(11-1図にて説明)左の方から上って行きますと、申請地の左側、道路の線みたいなのがあるんですが、そこは畦畔ではなく道路であって溝みたいなのがあって、畦畔がありませんので水が流れることで、畦畔が流れてしまうんですけどわかりませんが、そのようになってました。ちょうど坂の方ですか申請地というところに道みたいに書いてあるんですが、これは〇〇川の水が流れる所だと思います。そこが3年です。あちらの方に土砂が入りまして、大部分が土砂で圃場が埋められております。その下の申請地(11-2図にて説明)そのところも大きく土砂が迫っておる状態です。ですから当然今後、田んぼとして使えることはありませんし、より高い所に圃場がある訳ですから、畦畔を作って水稻を作ろうというような事は大変でありますし、600㎡ですから、力入れない気がしますので非農地とすることが適当ではないかというように思いますので、ご審議の方よろしく願いいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長 (印)

議事録署名者 (印)

議事録署名者 (印)